

宇宙開発戦略専門調査会について

〔平成20年9月12日
宇宙開発戦略本部決定〕

1. 宇宙開発戦略本部令(平成20年政令第251号)第1条の規定に基づき、宇宙基本法第24条に規定される宇宙基本計画に係る事項、同法第35条に規定される宇宙活動に関する法制に係る事項、同法附則第3条に規定される宇宙開発利用に関する機関の見直しに係る事項及び同法附則第4条に規定される行政組織の在り方等に関する検討に係る事項等の宇宙開発利用に係る専門的な事項の調査のため、宇宙開発戦略専門調査会(以下「調査会」という。)を置く。
2. 調査会の委員は、宇宙開発利用に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
3. 調査会の座長は、委員の互選により決定する。
4. 調査会は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
5. 調査会の庶務は、内閣官房において処理する。
6. 前各号に掲げるもののほか、調査会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(参考)

宇宙開発戦略本部令(平成二十年政令第二百五十一号)(抄)

(専門調査会)

第一条 宇宙開発戦略本部は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2 専門調査会の委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門調査会の委員は、非常勤とする。

4 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

(参考)

宇宙開発戦略専門調査会 開催実績

第1回(平成20年10月1日)

座長の互選、専門調査会の運営規則、WG の設置、宇宙開発利用を巡る状況報告、今後の検討の進め方

第2回(平成20年11月4日)

我が国における人工衛星及びロケットのニーズ

第3回(平成20年11月27日)

宇宙基本計画の基本的な方向性、平成21年度における宇宙開発利用施策

第4回(平成21年2月5日)

我が国の宇宙開発利用における産業の育成方策、平成21年宇宙関係予算

第5回(平成21年3月6日)

安全保障分野における宇宙開発利用、宇宙外交・国際協力、先端的な宇宙開発利用(宇宙科学、有人宇宙活動、宇宙太陽光発電等)、ニーズに対応した宇宙開発利用

第6回(平成21年4月3日)

宇宙開発利用体制検討 WG における検討状況、宇宙基本計画(骨子案)

第7回(平成21年4月27日)

「経済危機対策」における宇宙開発利用に関する施策、宇宙基本計画(案)

第8回(平成21年5月26日)

宇宙基本計画(案)

第9回(平成21年10月1日)

国際宇宙ステーションにおける活動報告、宇宙活動に関する法制検討 WG 報告書(案)、月探査に関する懇談会における検討状況